

保護者様

新潟県立佐渡高等学校長

## 学校感染症による出席停止について(通知)

お子様が現在かかっている病気は、学校感染症に定められており、学校保健安全法により、他の生徒に感染するおそれのある期間は出席(登校)できません。この期間は欠席扱いとなりませんので、必ず専門医からの登校許可がおりるまで、家庭で治療に専念してください。

なお、感染症が治癒しましたら、再度専門医の診断を受け、下記の「学校感染症治癒証明書」に医師から記入していただき、登校の際、お子様を通じて学校へ提出してください。

## &lt;学校感染症と出席停止期間の基準&gt;

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザを除く)	※医師から再受診の指示がなければ、インフルエンザ用通知書を使用し報告してください
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 (注)その他の感染症〔感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症等)等]	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

※ 第2種学校感染症は、表の基準の他、症状により医師から感染のおそれがないと認められた時は登校可能。

(注)その他の感染症は、学校で通常見られないような重大な流行がおこった場合に、感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができる。出席停止の指示については、感染症の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の様態等を考慮の上で判断する。

## 専門医様

現在かかっている疾病が治癒し、又は他の生徒に感染するおそれなくなりましたら、お手数でも保護者又は生徒に「出席(登校)してもよい」旨の指導をし、下記の証明書によりお知らせくださいますようお願いいたします。

きりとりせん

(治癒後登校する初日に提出してください)

## 学校感染症治癒証明書

新潟県立佐渡高等学校長 様

学年及び氏名	年 組 氏名
--------	--------

病名: \_\_\_\_\_ 診断日: 令和 年 月 日

上記の生徒の疾病は治癒し、他の生徒に感染するおそれがないと認められますので証明します。

出席(登校)してもよいと認められる日	令和 年 月 日 ( ) から
--------------------	-----------------

令和 年 月 日 医療機関名  
医師 氏名

印